

業務プロセス改革計画（改定）概要

平成 24 年 5 月 23 日決定

平成 25 年 3 月 29 日改定

法 務 省

手続分野名	輸出入・港湾関係手続	手続数	2手続
主な手続	乗員上陸許可申請関係手続 ①乗員上陸許可及び数次乗員上陸許可の申請 ②船舶の長による乗員名簿の提出等	主たる利用者	船舶代理店

○成果指標・目標（基本様式3関係）

区 分	成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）	改定のポイント（改定理由等）
① 国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に係る満足度 利用者のオンライン申請に係る情報入力に要する時間	利用率 90% — (府省共通ポータルにおいて、港湾関連の申請等については他省庁と情報を共有していることから、当局のみの平均的な時間を算出することは困難である。)	約 90%の利用率があり、特段の不満等もないことから、現状の維持に努めることとし、民間利用者との意見交換の中で意見、要望を受けた場合はそれらを検討し、必要に応じてプログラムの改善に資することにより国民の利便性を向上させる。 平成 20 年 10 月 12 日から運用を開始した府省共通ポータルは、港湾関連手続の簡素化・迅速化のため、関係省庁の共通入口として、利用者 ID・パスワードの統一、申請画面・入力方法等の統一、各システムからの情報提供窓口の一元化、システム利用申込窓口の一元化を図り開発されたものである。 約 90%の利用率があり、特段の不満等もないことから、現状の維持に努めることとし、利用者からの要望等については、NACCS 及び関係省庁への協議も含め検討する。	利用率の水準を満足度の指標とし、基準値として「利用率 90%」を設定する。
② 行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請 1 件当たりの費用 事務処理時間	75 円 (H22 年度) (①、②及び同一システムにより処理を行っている「船舶の長及び運送業者による入港通報」件数も含む。) 持参又は郵送：2 分 オンライン：20 秒 (H20 年 10 月の府省共通ポータルとの連携開始から現在までほぼ同じ時間)	今後ともオンライン利用率の維持に努めることにより、現状の費用対効果を下げることがないよう努める。 入力作業、許可書作成等に係る時間については、すでに十分な削減がなされ、適正な事務処理を維持しつつ事務の効率化を実現しているところ、今後も基本様式 4 に掲げる取り組みを維持し、今後、利用者の要望や費用対効果等を踏まえ、継続的に検討する。	当初計画策定後、基準値算出の計算式に誤りがあったことが判明したため、再計算の結果、基準値を「75 円」に訂正する。
③ 国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	オンライン利用率	①90.67% ②98.79% (H22 年度)	オンライン利用率の維持に努める。	
④ その他				
取組の基本的な考え方等	現在のオンライン利用率の維持			

○目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期（基本様式4関係）

区 分	取組事項及び実施時期	改定のポイント（改定理由等）
①手続の必要性の見直し	該当なし	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	府省共通ポータルとの連携により、1度の入力で一括して書類を提出できる手続の範囲を拡充している（平成20年10月の府省共通ポータルの運用開始から実施し、現在継続中）。	
③申請システムの使い勝手の向上等	既存の民間利用者との意見交換の場を利用した要望の把握に努める（随時実施）。	
④オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	該当なし	
⑤バックオフィス業務の見直し	該当なし	
⑥経済的インセンティブの向上等	手数料は無料である（手続開始以来無料であり、現在継続中）。	
⑦広報・普及啓発	システムの運用開始から、研修・会議等やホームページ等を活用して広報活動を行ってきたこともあり、船舶代理店等の利用者及び職員への周知は一定の効果が得られていると考えているところであるが、今後とも現在の利用率を維持及び向上させるため、啓発活動を行っていく（ホームページ掲載については通年、研修・会議等については随時実施）。	
⑧その他	該当なし	
備 考		

(注) 1 本表は、業務プロセス改革計画（当初）を改定する場合のみ作成すること（改定しない場合には作成不要）。

2 当初計画の内容を変更した箇所については、下線を付すとともに、「改定のポイント」欄に、改定理由等を記載する。